

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>15の8 (略)</p> <p>15の8の2 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の13の2の取扱いは、規則第15条の8の2に規定する確定拠出制度に関する注記について準用する。</u></p>	<p>15の8 (略)</p> <p>15の8の2 <u>15の8の1の取扱いは、規則第15条の8の2における確定拠出制度の概要の注記について準用する。</u></p>